

# 第二十四回 参議院商工大蔵委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)午後一時三十分開会

## 委員氏名

### 商工委員

- 三輪 貞治君
- 西川弥平治君
- 白川 一雄君
- 阿貝根 登君
- 上原 正吉君
- 小野 義夫君
- 古池 信三君
- 笹森 順造君
- 高橋 衛君
- 苦米地義三君
- 深水 六郎君
- 海野 三朗君
- 上條 愛一君
- 栗山 良夫君
- 藤田 進君
- 加藤 正人君
- 岸 良一君
- 山川 良一君
- 石川 清一君

### 大蔵委員

- 岡崎 眞一君
- 藤野 繁雄君
- 前田 久吉君
- 植竹 春彦君
- 大野木秀次郎君
- 大矢半次郎君
- 木内 四郎君
- 菊田 七平君
- 小西 英雄君
- 西川甚五郎君
- 西田 隆男君

出席者は左の通り。

### 商工委員

- 森田 豊壽君
- 山本 米治君
- 天田 勝正君
- 小松 正雄君
- 成瀬 幡治君
- 野澤 勝君
- 平林 剛君
- 松本治一郎君
- 村尾 重雄君
- 片柳 眞吉君
- 小林 政夫君
- 杉山 昌作君
- 土田国太郎君
- 木村鶴八郎君

### 委員

- 西川弥平治君
- 白川 一雄君
- 高橋 衛君
- 苦米地義三君
- 海野 三朗君
- 上條 愛一君
- 栗山 良夫君
- 加藤 正人君
- 山川 良一君

### 大蔵委員

- 岡崎 眞一君
- 藤野 繁雄君
- 大野木秀次郎君
- 大矢半次郎君
- 木内 四郎君

本日(の)會議に付した案件

○織維工業設備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔商工委員長三輪貞治君委員長長席に着く〕

○委員長(三輪貞治君) ただいまから商工、大蔵連合審査会を開きます。前例により私が連合審査会の委員長としての職務を行います。

これより織維工業設備臨時措置法案について質疑をしていただきますが、

商工委員会におきましては、この連合審査会が終了いたしましたして、本法案について引き続き審査を行うことになつておりますので、商工委員の方はその際質疑をしていただくことにいたしました。本連合審査会においては主として大蔵委員の方から質疑をしていただき、大よそ一時間程度で終了するよう運営して参りたいと存じますので、その点御了承の上御協力願います。では質疑のある方は順次御発言願います。

○成瀬幡治君 今委員長からお伺いしております、何か商工委員会等で計画があるようでございまして、質疑をなされた後単にというふうな希望もございまして、最初に通産の方の關係の方にお尋ねしたいのですが、法案を見て参りますと、五年以内にこれを廃止する、一つの臨時法のような形をとっておるわけですが、あるいは私が主として立場上申しますと、いわゆる制限をさしますから機械や紡織を作るメーカーの方の側から申しますと、非常に打撃が大きいと思つて、そういうことに關連して、しいていうのじやなくて、関連すれば機械工業の振興臨時措置法というものが出ております。これに關係があるかないかわかりませんが、これもやはり五年の一つの臨時法になっております。片一方の方は五年以内に廃止する。こちらの方は五年、やはりこの法案を立法されるに當つては、やはりそういうした機械

メーカーの方の打撃も非常に大きいんじゃないかということをお私に予定をされておると思つて、ですからそういうものに対してどういふ対策を考へられておるのかということをおまず最初にお伺いしたい。

○政府委員(小室恒夫君) お話の通りに生産設備の制限をいたしますので、これを生産する産業に対して相当の影響があり得るわけでございます。ことに最近の紡織工業は多少アブノーマルなくらいに生産が増加しておりますし、これが本法施行によつて相当操業度が低下するといふことも考へられますので、特にそういう一時的な打撃等をできるだけ緩和いたしまして、将来のノーマルな操業に引き継がれていくようにいたしたいということでは織維機械の更新をできるだけ、この問題の時期に集中させるようにいたしたい、こういう考えを持っております。また織維産業全体としていわゆる旧設備を取りかえまして新しい合理化機械にいたしていくことがこれが望ましいわけでございます。そういう意味で織維機械の更新を全体として促進いたしますために織維産業と織維機械産業とがひびきを突き合せて具体的な更新計画を話し合ひ、それができるだけ促進していく場を作りたいと思ひ、通産省議で紡織機の更新の打合せというものを作りました、これは事務次官が主宰し、織維局長、重工業局長が参加いたしましたして、関係業界の間のできるだけ円滑な話し合ひをいた

させたい、こう考えておるわけであり  
ます。それについては繊維機械の更新  
計画を毎年樹立していくことも必要で  
あらうと思ひます。また繊維機械の更  
新を促進いたしますために税法上の措  
置等もできるだけ講ずるよう大蔵省  
とも話し合つておる次第でございます  
。また繊維機械の更新に必要な金融  
上の措置というような点についても、  
これはまあ最近の繊維産業は金繰りも  
そう困つておりませんけれども、中小  
企業、金融公庫に特にお考へ願うよう  
に話し合つておる次第であります。ま  
たこれは重工業局長の方からお話があ  
ることと思ひますが、繊維機械の輸出  
の増進策というも別途でございませ  
ん。これを講ずるといふことで対策を考  
へておるわけでございます。

○委員長(三輪治君) なおこの際参  
考のために申し上げておきます。御出  
席の政府委員は通産政務次官川野芳満  
君、主税局長渡邊喜久造君、繊維局長  
小室恒夫君、重工業局長鈴木義雄君の  
四名であります。なお通産大臣があと  
で見えるはずでございます。

○成瀬幡治君 この繊維工業設備臨時  
措置法案を提案される際には、何  
か、見ますと審議会等の議を経たとい  
うことがありますが、その審議委員の  
方は学識経験者、あるいは業界の方々  
が入つておられると想像されるわけ  
ですが、機械メーカーの方々はそ  
の中に入つておられなくて、こういう方  
針等が出されたのか、その審議会の中  
に機械メーカーの代表の方は入つてお  
るのかどうか。

○政府委員(小室恒夫君) 審議会の委  
員として入つておりません。もつと

も私もとしては入つてはいたしたいも  
けつこうであるという考へておつたの  
でありますけれども、まあ多数の中に  
少数で入つてあとで拘束されてもいけ  
ないという御懸念もあるやに聞いて  
おつたので、必ずしも業界からも希望  
はなかつたわけでありませぬ。

○成瀬幡治君 そうしますと、この法  
律案に出ておりますところの、この織  
維工業設備審議会を作る、この中には  
当然そうすると今度は入れていこうと  
いう考へがあるのか、これは全然抜き  
という考へがあるのか。

○政府委員(小室恒夫君) これは入れ  
ていきたいという考へを私も持つて  
おります。

○成瀬幡治君 わかりました。そうし  
ないとおつち中へ入れていくという考へ  
方でおるとおつちやるんですが、これ  
は委員に任命されるときは通産大臣が  
私は委員を任命されるんだらうと思ひ  
ますが、その場合に拒否されれば別だ  
らうと思ひますけれども、先ほどあな  
たのお話を承わつておると、なるほど  
しわ寄せが機械メーカーの方にいく  
であらう、だからその中で更新計画をど  
うするか何とかがいふことについては、  
一応審議会等で検討してみたいとい  
うようなお話があつたわけですから、当然  
その中に入るものと了承していいわけ  
ですな。

○政府委員(川野芳満君) 審議委員の  
中には機械メーカーをも入れたとい  
考へておられます。

○成瀬幡治君 そうすると、その比  
率——これはあまり、私は商工委員では  
なくて当然商工委員会の方でおやり  
になると思ひますが、およそ委員はこれ  
は五十名でしたかね、あるいは私が違

りかもしれません、その五十名の中  
の比率と申しますか、そんなものを一  
応立案過程においてはお考へになつて  
おると思ひますが、その辺も一つお聞  
かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小室恒夫君) これは五十  
名以内ということになつております  
が、消費者に及ぼす影響その他広い意  
味での関連産業全般に対する影響もあ  
りますから、できるだけ中立的な人を  
たくさん入れたらうという考へもござ  
います。で、そのあとは業界人、ある  
いは労働者の代表といふことに相なると  
思ひますが、これはどうしても繊維の  
関係が、これは綿紡、毛紡あるいは織  
布部門、染色加工、いろいろございま  
すから、致からいえばその方がよほど  
多くなると思ひます。しかしながら織  
維機械のメーカー、また労働者の代表  
の方、これはお入り願ひつもりで私  
どもは考へております。

○成瀬幡治君 私は具体的に五十名を  
どういふふうにするかといふことを承  
わつたかつたわけですが、そういうこ  
とがきまつておらなければこれはあ  
て私どもの希望する考へをいたしたか  
なくてもいいと思ひますが、あるいは商  
工委員会等であらう問題はやはりに  
なると思ひます。一言これは関連——少  
し脱線的にお尋ねするわけですが、中立  
の人を入れていくという点は、たとえ  
ば綿製品なら綿製品といふものの一つ  
の消費者の側から、値段等の問題もそ  
ういふところで検討していこうとい  
うような、そういう考へがあつて中立  
の人を入れていこうといふように受け  
取つていいわけですか。

○政府委員(小室恒夫君) 指示の通

り、そういう点も一つの重点になるだ  
らうと思ひます。

○成瀬幡治君 先ほど承わつてお  
る、機械工業等にしわ寄せがくるから  
その点について、税の問題について、  
あるいは金融等の問題について、一  
大蔵省を中心として関係当局に折衝し  
ておる、こういうお話もございました  
のですが、一応金融面のごときは後ほど  
といたしまして、まず最初に税の問題  
について、どういふように一つ考慮し  
ていこうじゃないかという立場に立  
つて大蔵省に折衝をしておるのか、それ  
に対してお考へを一つお願ひいたしま  
す。

○政府委員(小室恒夫君) 一つは織  
維機械設備の耐用年数の短縮でござ  
います。これは機械設備——いろいろ多  
種複雑でありまして、それぞれ耐用年  
数が異なつておられますけれども、平均  
して二十二年程度になつておられます。  
これを十五、六年くらいに短縮してい  
ただきたいという希望でございませ  
ん。これはかなり専門的な計算も必要で  
ございませぬし、また横のバランスとい  
いますか、他の設備との関係等もあり  
ますので、大蔵省で目下検討してい  
たておるわけでございます。

それからまた企業合理化促進法、あ  
るいは租税特別措置法等の関係で、こ  
の特別償却という制度もございませ  
ぬ。まあ高性能の合理化機械等を中心  
にたしまして、これは追加についても大  
蔵省とお話をいたしておるのであり  
ます、一つ一つの機械はかなり専門  
的なことになりまして、その程度で  
ございませぬ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 通産省か  
らこの問題についてお話を受けてお  
ることはその通りであります。で、われ  
われの方といたしましては、繊維局長

のお話にもちよつと出ましたように、  
かなり技術的な問題でありますし、機械  
の種類も相当多種多様にもわたつて  
ございませぬし、それから、まあ他の一  
般的なものとの振り合いの問題等もい  
ろいろございませぬので、その内容に  
つきましては目下検討を続けておられ  
ますが、まだ結論を申し上げる段階に  
至つていないと、こういう状態であ  
ります。

○成瀬幡治君 なるほど法律案が出  
されて、その審議過程を申しますか、中  
において折衝されておる点もよくわか  
りました。そこで繊維局長の立場とい  
うものと大蔵省の立場は、また一つは法  
体系の方から他のバランス等の問題も  
あつて、なかなか大蔵省では意見のある  
ことだらうと思ひます。私どもも若干  
の意見があるわけですが、実際耐用  
年数の短縮の問題ですね、これは平  
均二十二年とおつちやいまして、長  
いのは二十五年くらい、短かいのは十  
五年くらいなのであります、そ  
ういふものについても少し具体的に折  
衝されておる点についてお話を承わ  
りたいと思ひます。

それから、なお特別償却の品目追加  
の点でございませぬが、それについて  
はこんなものだという品目をおあげ願  
つて、そうして、とてもこれは見込み  
がないのかあるのか、ただ単に検討中  
だ、検討中だと言つて、この法律案が  
上つてしまつたら、私はやはり機械メ  
ーカー等にしわ寄せがいくのはいけ  
ないから、一つ税の問題等で考慮しよ  
うと思ひます。結論的にはできな  
かつたといふことになれば、法律案  
が上つてしまつてからの問題では、私

それから、なお特別償却の品目追加  
の点でございませぬが、それについて  
はこんなものだという品目をおあげ願  
つて、そうして、とてもこれは見込み  
がないのかあるのか、ただ単に検討中  
だ、検討中だと言つて、この法律案が  
上つてしまつたら、私はやはり機械メ  
ーカー等にしわ寄せがいくのはいけ  
ないから、一つ税の問題等で考慮しよ  
うと思ひます。結論的にはできな  
かつたといふことになれば、法律案  
が上つてしまつてからの問題では、私

それから、なお特別償却の品目追加  
の点でございませぬが、それについて  
はこんなものだという品目をおあげ願  
つて、そうして、とてもこれは見込み  
がないのかあるのか、ただ単に検討中  
だ、検討中だと言つて、この法律案が  
上つてしまつたら、私はやはり機械メ  
ーカー等にしわ寄せがいくのはいけ  
ないから、一つ税の問題等で考慮しよ  
うと思ひます。結論的にはできな  
かつたといふことになれば、法律案  
が上つてしまつてからの問題では、私

それから、なお特別償却の品目追加  
の点でございませぬが、それについて  
はこんなものだという品目をおあげ願  
つて、そうして、とてもこれは見込み  
がないのかあるのか、ただ単に検討中  
だ、検討中だと言つて、この法律案が  
上つてしまつたら、私はやはり機械メ  
ーカー等にしわ寄せがいくのはいけ  
ないから、一つ税の問題等で考慮しよ  
うと思ひます。結論的にはできな  
かつたといふことになれば、法律案  
が上つてしまつてからの問題では、私

それから、なお特別償却の品目追加  
の点でございませぬが、それについて  
はこんなものだという品目をおあげ願  
つて、そうして、とてもこれは見込み  
がないのかあるのか、ただ単に検討中  
だ、検討中だと言つて、この法律案が  
上つてしまつたら、私はやはり機械メ  
ーカー等にしわ寄せがいくのはいけ  
ないから、一つ税の問題等で考慮しよ  
うと思ひます。結論的にはできな  
かつたといふことになれば、法律案  
が上つてしまつてからの問題では、私

は大へんなことになると思ひますから、もう少し突つ込んだ一つ御回答をお願いしたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 織維局の方からお答えし、われわれの方からお答えしてもいいわけですが、結局まあ話は同じことですから、私から便宜申し上げさせていただきますと思ひます。織維関係の設備につきましてはかなり各種にわたつております。事例をあげて申し上げますと、綿及びステープル、ファイバー紡績と、これにつきまして、これはもう成瀬委員よく御承知のようになります。総合耐用年数と言ひまして、これを一括して償却する場合、これが一応二十二年になつております。それから分別耐用年数と申しまして、これを混打綿設備とか、その他いろいろに分けて耐用年数をきめる。これは混打綿設備は十五年、梳綿及び練糸設備、これは十九年、粗紡設備が二十年、精紡設備が二十七年、それから捲糸設備が三十年、その他が二十五年、これを一括して減価償却する場合におきましては今申しましたような二十二年、こういう耐用年数になつております。で、通産省からのお申し入れは、これを十六年にしてほしいという申し入れが来ております。われわれの方といたしましては、果してこういうふうな短縮がどこまで適当であり、妥当であるかというところを検討した上で回答を出したい、こういうふうな考へておられるわけであり、これはまあ今申しました綿及びステープル・ファイバー紡績の場合だけでございますが、その他合成繊維紡績設備についても同じような問題がございますし、これは総合耐用年数で二十年のやつを十四年にしてほ

しい、それからその紡績設備につきましては二十二年を、十六・四と書いてありますが、十六・四年と、こういうことになり、たのがまだいろいろな設備について一応出ておりますが、大体として見て参りますと、まあ二十二年のものを十六年前後にしてほしいといったような話で今来ております。

それから合理化関係の指定をいたしました機械設備につきましては、初年度に半額償却ができる。それからあるいはもう一つの制度としまして三年間五割増しの設備の制度がございます。で、これらはいずれもまあ機械メーカーを今度の機械設備の制限という問題と結びつけて、いわばそのためにといったような制度では、これは昔からできていた制度ですから、ございませぬが、先ほど織維局長のおっしゃつておられるように、この際機械設備を制限するかわりに、現在ある機械を合理化し、更新するという方向を、これは通産省としてももちろん行政指導の問題だろしと思ひますが、業者の方がその方向に進んでいくという意味において新しく合理化設備的なものをどんどんこの際入れていくといったような問題になつてくれば、現在あるそうしたもののについて、それが果して適当かどうかと、一応通産省の方からのそうした面のお話もございしますが、それについても一応お話をよく聞いてみたいと思ひ、こゝろに結論を出したいと、かように考へております。

○成瀬權治君 織維局長並びに渡邊主税局長等から承つておつて、まあこれがどうなるかということなんです、これはまあ必ずやりますと、これはもしやしませんということになれ

ば、せつかく通産省等でお考へになつたことが水泡に帰してしまふ。渡邊さんがこゝでおやりになると、こういうことになる、これはまた大へんなことだろしと思ふから、結論的に私は答へは出ないだらうというところはよくわかるわけですが、しかしそれでは立場をかえまして、一応機械の耐用年数の短縮をした場合、あるいは租税特別措置法や、あるいは企業の合理化促進法等で何とかして一体総和としてどのくらい一体負けてくれというのですか、額で言へば、片一方では一億二千万円の過剰設備の買上げ予算等も計上されておられるわけですが、そういう大ざっぱな、つかんだ数字というものは、こゝでお述べを願うようなわけにいかないものか。そういうようなことは考えなしに、まず大体的な方ではこのくらいのことをしてくれなくちゃ困るといふような、そういうことをやつておいて、これはあまり交渉の内部に立ち至つた質問で大へん悪いんですけれども、とにかく私は機械メーカーに心配の立場から、そういう私たちの立場も一つ御了解願つてお答え願へれば大へんけっこうだと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) これは事柄の性格からいひまして、予算で一応の補助金を出すと申したような場合のように、一億何千万円といった意味の性格のものでないことはこれは成瀬委員よく御承知だと思ひます。結局問題はわれわれの方でもって償却年限を短縮するということを作りました、これは一応償却の限度の問題でありまして、現実にはそれを償却するかしないか、われわれの方はその限度以上に償却しますとこれは益金に入れます、損金に落ちることを否認いたしますが、限度以内の償却であれば、これをしいていはば強制償却的にその会社の益金をこれは多過ぎるから少くするということ、これは現在の税の建前としては一応やつておられます。従ひましてそうした機械を使う方々におかれまして、これが実はお話の前提が限度そのものがはつきり結論が出ていないわけですから、もちろん言ひ得ないわけですが、限度がはつきりいたしました場合におきまして、いろいろな機械がたぐさんあるわけでございます、われわれの方の資料調査からいたしましたもこれだけの、たとへば通産省から今お申し出のある分をそのままわれわがによろしいと申し上げた場合においても、それが一体償却額として幾らくらいになるだらうかということ、これはもう非常にたくさんさんの会社の問題ですから、特別にある程度の時日をかけて調べてみなければおそらく出ない数字じゃないか。同時にまたそつとやってみましたところで、それが現実になつただけまた償却限度一ぱい全部の会社がやつて、それだけの税金が變つてくるといふふうにも思へない。ここにもまた、もししいて計算すればある程度の推定の数字を入れざるを得ないのではないかというふうな問題になつて参りますけれども、結局補助金の場合に一億二千万円、税でどれだけあるといふような御質問を受けました、ちよつとまだどのくらいといったようなお答えはいたしかねる問題じゃないだらうか、かように考へておられます。

○成瀬權治君 織維局長の方は……

○政府委員(小室恒夫君) 具体的な設備の更新計画を、これから審議会あるいは打合せ、いろいろな場で、これは織維産業の当事者からいろいろ具体的な耐用年数の短縮の程度、これは各機械ごとに明細に一つ一つできております。それとのかみ合せ等もありません。また主税局長の申された一般的な事情もありませんので、こゝでかりに数字を出してみてもそれはほとんど何というか、一応気休めの数字というふうなことに相なりますので、私どもとしては設備の更新の計画の方をできるだけ具体的に突きとめていきたい、こゝろに考へておられるわけでありませぬ。

○成瀬權治君 それは私も立場がわからぬわけじゃないですけれども、しかし一応機械メーカーにしろ寄せがくるということとはあなたも認められておいでになる。そうしてどのくらいこれに對してバック・アップしていったらいかということとは私はやはりこの法案を提案されるときに関連してお考へになつておる問題だと思ふ。しかし気休めの数字であらうと、しかしあなたの頭にあつた、あるいは腹にあつた数字ですから、これ以上私もお聞きしてもむだだと思ひますからやめますが、それなら今こゝろ法律案が出さうだといふことがもううわさには今から半年くらい、あるいは一年くらい前から出ている。そして御承知のように非常に注文が殺到しておる。ちよつと百貨店法ができるということになつて、とんとんとんとん十カ年分もスペースがふえるようなことになつておるわけです。その状態がこゝろにきて、そうしてこの法律案が出た、そうしますと

○成瀬權治君 織維局長の方は……

これで私は機械、織機メーカーの方に  
対する注文はほんとうにストップし  
ちやう。なるほど今は広げて臨時工等  
も入れてみたりいろいろのことを無理  
してやる、これは通つたたん、どの  
くらいいたつて、あるいは二月か三月か  
知りませんけれども、たつた後にはス  
トップしてしまつて、機械メーカーは  
何にもできないということになつてし  
まう。それに対して私はやはり呼び水  
的に、いやそうじゃなくてまた更新す  
るにはこうだというよりなことは一応  
考えていなければ、機械メーカーは  
手あげになると思ふ。それを審議会等  
を待つて更新計画を立ててやるのだ、  
その審議会も何か見ますと最少一年に  
少くとも一回やればよいというよりな  
ことになつてゐる。この通つた後に年  
末ごろにおいてやられると、これはと  
ても機械メーカーはやり切れない、こ  
う思ふわけですから、そういうふうな  
点じゃなくて、もう少し私は親切な一  
つお答えを、今申しましたような趣旨  
で答へられないとするなら、違つた角  
度から一つお答え願ひたい。

○政府委員(小室恒夫君) この問題は  
紡績設備及び染色加工設備について新  
増設をいかに許可制にいたす法案でござ  
います。さきにも、閣議決定に基く  
織維産業総合対策審議会の結論もそう  
でございますが、私どもの見るところ  
では、綿紡績設備については、これは  
現在すでに相当過剰であると常識的に  
認められますので、これについては法  
律施行後に新増設を認めることはまず  
考えられないと存じますが、その他の  
紡績設備等については、これは需給関  
係、あるいは原料関係その他をささい

に検討いたしましたして、また、さらには  
状態等も考慮に入れて、そ  
して設備の新増設を認めるワケという  
ものを慎重にきめていきたい。別にこ  
の紡績設備がすでにオール・ストップ  
になるというわけではございません。  
一番はつきりした例を申し上げますと、合  
成繊維等は、これから原料もだんだん  
増産になつて参ります。この分の合成  
繊維の紡績設備というものは、ただい  
まのところ私は量的に制限することは  
必要ないものだと思ふ。これも今後数  
年にして計算のしようもありませんが、  
百万鍾ぐらゐできるのじゃないかとい  
う計算の向きもあるものであります。そ  
ういうよりなものもありませんし、決し  
て今の紡績機全部が内需全部ストップ  
してしまふというよりな関係のもので  
はございません。

それからまた具体的な問題になりま  
すけれども、異常な状況によつて現  
在高水準の増強をいたしております紡  
織機工業が、法律施行によつていわば  
増強が落ちる。その比較的短期間の対  
策が、一番大事だということが紡織機  
メーカーの方のお考えであるように思  
うし、私ども常識的にあるいはそう  
じゃないかと思ひますが、そういう点に  
なりますと、耐用年数はこれは一般  
的に繊維機械取りかえを促進する効果  
があると思ひます。ごく短期間の問題  
としてはもつと行政指導によつていろ  
いろ工夫していくことが必要じゃな  
からうか。一例としては原綿の割当等  
でも若干考慮を加えて更新する、促進  
されるような方法、そういうような方  
法の方があつたはとりあへずの問題と  
しては近道じゃなからうか、こういう

ようないろいろ工夫をこらしているわ  
けであります。これら具体的なこと  
は、また今の紡織機の更新打合せであ  
るとか、あるいは審議会は実は年に一  
べんでありますが、それじゃ重要な審  
議会の機能を果せない。これは専門部  
会とかいろいろな形でほぼほ臨時活動し  
やすい状態にあるかと思ひますから、  
いろいろな機会に今言つたようなこと  
を検討して参りたい、こういうように  
考えております。

○成瀬權治君 あまりあなたの方に立  
ち入りますと、この商工委員会の越権  
にもなるわけですからこの程度でやめ  
ますが、渡邊さんに一言お伺ひしま  
すが、租税特別措置法の第七条の六項な  
いし七項を見ると、要するところ紡機  
あるいは織機をいうものも輸出した  
場合にこの法律の条項の適用を受ける  
かどうかという点ですね、それが一つ  
です。で、やつた場合に問題になる点  
はどうなるか。Aの会社が大きな会社で  
あつて、そのAの会社自体輸出したと  
ころでやつて、それに関連する下請産  
業の方に潤われないですね。で今一番  
問題になるのは、やはり下請の人たち  
に非常に私は問題点があると思ふん  
ですが、この法律からは、これは下請の  
人たちは——もし適用をされるとする  
と、下請の人たちはこれに関連してそ  
の救済の道等が何か講ぜられることが  
できるかどうか……

きましてはそのメーカーが適用を受け  
ます。それから間に輸出業者が入りま  
して、輸出業者が注文を受けてメー  
カーに注文をして、その注文した品物を  
輸出業者が輸出したと、こういう場合  
におきましては、これは輸出業者も適  
用を受けますし、輸出業者が品物を供  
給したメーカーも受けます。で、その  
場合にどの程度の所得免除を受けるか  
といふと、普通のまあ原則的な場  
合におきましては、第一の場合、第二  
の場合ともメーカーは取入金額の百分  
の三でございます。それから第二の場  
合のエクスポーターは百分の一であり  
ます。その相当額と……。ただしもう  
一つ制限がありまして、その輸出に  
よつての所得の八割はこえないと、八  
割を限度とすると、だから百万円輸出  
しますと、百分の三でございますれば  
まあ三万円ですね。しかし、その百万  
円によつての所得が幾らになります  
か、その八割はこえないと、こういう  
限度が一つございまして、それでなお  
その紡織機の今百分の三と申し上げま  
したのは、これは紡織機をいわば一台か  
二台輸出した場合のことでございます  
で、相当まとまつて輸出した場合、い  
わばプラント輸出とわれわれ呼んでお  
りますが、そのプラント輸出のものに  
つきましては、その百分の三の場合に  
百分の五になります。二だけプラスさ  
れてフェイバーが大きくなつて参りま  
す。それじゃあプラント輸出とは一体  
どの程度のものと考えているか、これ  
はなかなかプラントとは何ぞやとい  
ふことは、いろいろ規定していきま  
す。そこからはなかなか概念が出てく  
るものでございまして、現在としま  
しては、法律としまして常識的にはプ

ラント輸出と申しておりますが、結局  
輸出契約の契約金額が千万円をこえて  
いる場合、その場合におきましてはま  
あ相当まとまつた台数にもなつてはま  
だらうと、紡織機で言へばですね、  
従つてその場合にはこれはプラントと  
見ていいんじゃないだろうか、そこ  
で一応線を切つておりました。従つて  
千万円をこえるようなまとまつた輸出  
契約をしておれば今の割合は百分の五  
になると、これは七条の六の二項に  
ございまして。先ほど申しましたのは七条  
の六の一項であります。それから千万  
円をこえておる場合には、それがい  
ゆるプラント輸出であるといふこと  
は、二項にございまして。

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

ラント輸出と申しておりますが、結局  
輸出契約の契約金額が千万円をこえて  
いる場合、その場合におきましてはま  
あ相当まとまつた台数にもなつてはま  
だらうと、紡織機で言へばですね、  
従つてその場合にはこれはプラントと  
見ていいんじゃないだろうか、そこ  
で一応線を切つておりました。従つて  
千万円をこえるようなまとまつた輸出  
契約をしておれば今の割合は百分の五  
になると、これは七条の六の二項に  
ございまして。先ほど申しましたのは七条  
の六の一項であります。それから千万  
円をこえておる場合には、それがい  
ゆるプラント輸出であるといふこと  
は、二項にございまして。

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

その次の第二の御質問でございま  
すが、その機械メーカーの下請業者は  
一体どうなるかと、これにつきまして  
実はいろいろ議論のあるところござ  
いまして、現在としましては、紡織機  
の下請業者につきましては、この恩恵  
は結局紡織機のメーカーでとまつてお  
りまして、それから少くとも税の直  
接的な関係においてはいつておられ  
ます。結局やかましくつとつて参り  
ますと、まあ機械といへば、下請の問  
題もあれば、さらに原材料の問題もあ  
るわけでありまして、いろいろそこま  
で問題を分解してやつて参りますと、  
われわれの方の税務官庁といたしまし  
ても仕事の煩にたえませぬものでござ  
いますから、一応輸出業者及びメー  
カーの一括したところで今のような輸出免  
税の措置をとると、それで下請業者と  
の関係は、結局メーカーと下請業者と  
の間でできればお話し合ひでやつて  
らうといふことで、まあ法律でもつて  
下請業者に……、下請業者に一部やれ

ば、メーカーはそれだけフェイバーをいわば受け過ぎになるわけでございますから、現在メーカーにやっておりますフェイバーを、さらに下請業者とメーカーの間に分割する、これはなかなか煩瑣な問題がたぐさんところが、現在におきましてはそういう措置が遺憾ながらとられておりません。

○成瀬權治君 今お聞きしますと、インポーターの場合に百分の一出す、その場合にメーカーは百分の三の中の百分の一をインポーターに出したのだから百分の二ということになるのか、あるいは百分の三になるのかということが一つ。

それから、これは実は私が勉強したわけではなくて、ちよつと聞いておることなので、私も自信がないのですから、自信のないことを念を押して申しわけないのだが、どうも紡織機等は適用に入っていないのではないかと、こういう心配があるわけなんです。間違いないでしような。主税局長は神様だから、念を押しておきます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 紡織機が適用の中に入っておりますことは、これは間違いないでしよう。はつきり申し上げておきます。

それから、逆になりましたが、最初の御質問の、インポーターでなくてエキスポーターですね、輸出業者に百分の一を与え、メーカーに百分の三を与え、といった場合は、それは全体としては百分の四与えることになりまして、その場合におきましては、エキスポーターには百分の一行きますが、メーカーには百分の三で、その百分の三の一部がエキスポーターに行くというわけ

はございませんで、全体では実は四行接輸出します場合におきましては百分の三、それからエキスポーターを通じて輸出する場合——通じてというのには語弊があるかもしれませんが、輸出のためにエキスポーターに供給する場合であります、エキスポーターに売った値段の百分の三、ただ値段がおのずから違ふことがあるかと思ひますので、そこで多少の違ひは出ると思ひます、割合をいたしましては、いづれにいたしまして百分の三でございます。それから重ねて申し上げますが、紡織機がこの適用の中に入らぬということ、これはもう責任を持って申し上げます、いいと思ひます。

○成瀬權治君 先ほど伺いますと、設備更新を刺激するためには、租税関係よりも、むしろ外貨の割当と申しますか、原綿等の割当の方が刺激になったいいではないかというお話があったのですが、実際やみ施設というものが今までもよく聞かれています。今度設備登録をされるわけですから、やみは今度表に出てくるだろうと思ひます。それで今度政府が設備を制限、制限といつておるときには、昔のやみをやつた方が金もうけができるので、なるべく政府の言つておることと反対のことをやつた方が生きるといふような考え方が私にはなきにしもあらずだと思ひます。今ですらやみ施設といふものは認めておられないと思ひます。だから、そういうものは今まで外貨割当の対象にはなつておらないと思ひます。今度設備の

更新をやつた場合には、それで一つ刺激になるだろうというところは、これは私もよくわかるわけですが、一体あなたの方がそつたような場合に、更新をしたものに対して優先的に一つ外貨の割当をやらう、こういうことをお考えになつておるかどうかということが第一点。それから今度やみ施設と普通言われておるものが、今度再登録をやつて表に出て参りますね。それも同じように、これは前の実績に基くのか、やはり表に出てきたものに対して外貨の割当の対象になるのか。

○政府委員(小室恒夫君) お答えいたします。前後いたしましたのが、まず第一に原綿、原毛の外貨割当をいたしております設備の問題であります。今やみといたお話がありました、今は設備を制限しておるわけではありません、法律的には……です。それから本来の意味のやみではございませんで、ただ外貨割当の基礎といたしまして、確認した鎌数だけに設備割当をやつておる。つまり設備がほとんど過剰になつていくことを、統制的に防ぎたいという気持から、未確認のスピンダルには割当をやつておらんとする実情でございますが、これについては原綿、原毛とも、これは新増設をいたしても外貨割当はいたしませんよということ、昨年から通牒もつて明らかになつておるし、この法律施行の際に綿紡なり、毛紡なりが、設備があればこれは登録はいたしません。登録はいたしますが、それに対しては原綿、原毛の割当はいたしません。一方その更新に対して制限となる措置はどういうことかと申しますと、更新して入れかえられた新しい設備に対して、一般の設備よりも多少

よけいな原綿の割当をやるということにいたしたい。ただしその細目等は相当慎重に計算しなければならぬ点がありまますから、ただいまのところ幾らというものは直にはお答えできません。

○成瀬權治君 なるほど法律的には、私はそのじやないかもしませんが、実際やみの機械がフルに動いておるというところは事実です。どういふわけであつておるから、これは、これはやみで流れておるからですが、私はこういう臨時措置法を申しますが、私はこういう法案を提案をされなければならぬというところは、結局やみをやつておつても原綿の割当が、原毛の割当がないというところがわかつておつても、やみで作れば實際運転することができるとも、もうかるから、そういうことになつたと思ふ。そういうものに対して今まではどうも納得がいけないわけですが、あるいはやみで流れておるから、こういうものが回つていくと思ふ。そういうものはあなたたちは承知しておつて、そうして見て見ぬ振りをしておつたとは申しませんけれども、それに近いことではなかつたかと思ふのです。何か今度りつばな法律案ができて、相当私にはきびしくおやりになると思ひます。が、またやつてみたら変なことになるので、あるいは今までのやみ施設に対して、原綿及び原毛等の割当がないのだから、動かぬのが私は本体だと思ふ。あなたは設備の更新をするために、原綿、原毛の外貨の割当をやることによつて、刺激になるから非常な効果があるかのごとく思つていられるが、私はあまり期待できなうにないよと思つて仕方がないの

ですが、そこらあたりの情勢の把握の仕方がどうかということ、これはそういうことに対してあなたの方、こういうふうだから、これは必ず刺激になるのだという確信のあるところのお答えをべん願ひたい。

それとともに、大臣もお見えになつておるのですが、大臣、これは今度のやつは完全に計画的なことになつておる。いわゆる自由というわけにはいかなく、少し頭のあれをわれわれの方に切りかえてお見えになつたか。その基本的な問題を一つ承つておきたい。

○政府委員(小室恒夫君) 原綿、原毛の割当を受けていないはずの設備が稼働しているじやないかというお話でございますが、これはいろいろと問題があると思ひます。たとえばスフは現在全く自由でございます。で、スフは相当数量(それは詭弁だよと呼ぶ者あり)毛紡や、綿紡に流れております。これは統計にも出ておりますが、それはそのほかおつしやるように、たとえばやはり綿紡に流れておるものも一部あると思ひます。これはやみのやみたるところで、的確な数字は把握できません。と同時に、設備の割当にしても、輸出のリンク制の割当にしても、これは一括して綿として輸入すれば、それをどういふ配分でお使いになるか、これは紡績業者の自由でありますから、ある時期はフル稼働になり、ある時期はどつちかという操業が低下するといふこともありましようが、そういう点は高低があると言えらると思ひます。しかしいづれにいたしましても、これは原綿、原毛の輸入を以て教量的に制限して、国内の価格が上るということ

も好ましくないもので、まあ自由化の方  
向——外貨の状況なんか考えて、相当  
たつぷり最近はつけておりますが、そ  
れにしても外貨割当制度が厳格に  
おいては、この設備に対してどの程度  
の原綿がつくか、原毛がつくかとい  
うことは、やはり紡績業者としては相  
当な関心事でありますので、私は今日さ  
しあたりの措置として、そういう割当  
上の手かげんを施すなら、やはり相当  
魅力があるだろう、こういうふうにか  
えておるわけでありませぬ。

○國務大臣(石橋湛山君) この法案は  
お話のように相当統制的といいますが  
か、国家の力を加えておりますが、こ  
れはまあ今の経済全体の社会におきま  
して、この御質問の趣意をよくあれし  
ませんが、できるだけ個人のイニシア  
チブを生かしていきたい、いわゆる自  
由主義でいきたいといふことは、これ  
は交つておりませんが、しかしそうか  
と言って、昔のように自由放任主義で  
やるわけにはいきませんから、そこで  
その必要に応じて、国家の力によ  
りましていろいろある程度の統制を  
施すといふことは、これはやむを得な  
いことでありまして、また必要である  
と、かように考へまして、今度その必  
要な限りにおきましてこの繊維産業の  
制限をしよう、こういうことでありま  
す。

○成瀬權治君 この問題については、  
当然商工委員会等でおやりになること  
でありますからやめますが、何か聞い  
ておるところでは、あなたと意見が合  
わないから、もっとやりたくなるので  
すが、一つ遠慮申し上げたいと思いま  
す。  
次に大蔵省に金融関係のことで……

お見えにならないだろうが、一つど  
んなふうにも、中小企業金融公庫等に  
対して中小紡——私は十大紡は相当資  
金がやはり不足しているとは思いま  
せんが、中小紡は非常に困難だと思いま  
せんが、機械の更新をするという場合  
に、中小企業金融公庫等でめんどうを  
見てもらうのだ、こういうお話があり  
ましたが、当局とどういふふうにお話  
し合ひになって、あるいは一つワック  
を……、たとえば今中小紡で中小企業  
金融公庫で貸し出しをする場合に、輸  
出をするというふうな場合には——実  
際今度支店が入つてもできましたで  
す。そこで取引をやつてくれるわけ  
で、すなわちそういう便宜を与える  
か、何かそういう便宜を、これに對し  
て一つ手続の方の問題を一つどうす  
るか、それからワックの問題があると思  
いますね、それをどんなふうに交渉して  
いるか。

○政府委員(小室恒夫君) やはり中小  
企業と申しましても、実は中小紡は今  
日たゞいまのところは相当景況もよろ  
しゅうございませぬ、ふところ工合も  
いいので、それほど金融が逼迫してい  
るとか、金繰りに困るとかいろいろな  
ことはございませぬが、しかしそれに  
しても、中小企業金融公庫の貸し出し  
の対象になり得るもの、つまり従業員  
の数が一定限度とか、あるいは資本  
金が一千万円以下とか、そういうのは  
は数十社でございませぬから、これに對  
しては別ワックで融資してもらいたい  
といふことで話しております、これは  
中小企業金融公庫も、実は前に機械の  
制限のときに同じことをいたした例も  
ございませぬ。別ワックで融資いたしま  
しょう、これは中小紡相手なら幾らで

もお貸しできるでしょうといふよりな  
感じの話を受けておるわけでありま  
す。  
○成瀬權治君 それはたとえば三年と  
かいような、そういう短期的——ま  
あ短期というわけでもないのですが、  
べらぼうな長期にもならないわけだ  
が、たとえば五年だとか、七年とかい  
うた、そういう年限等の話も私はされ  
ておるだろうと思ふ。そういうワック  
は、そうする自由に出そう、それか  
ら普通言つて一年据え置き三年償還  
でやろうじゃないかといふのが常識だ  
と思ふますが、そういう点についても  
やはり少しやろうじゃないか。それか  
ら手続の問題ですね。今言つて銀行  
等の問題になってなかなかこちらへ  
回つてこない。あるいは自分の取引銀  
行があり、中小企業金融公庫の取扱い  
をする銀行がある。なかなか取引銀行  
とそれがうまく重なつていないという  
場合、便利をはかるようなことについ  
ては何か話し合ひをしておる例があ  
りますか。

○政府委員(小室恒夫君) 全体として  
受けております印象は、今の状況では  
中小紡績に対しては比較的問題はなし  
に需要量だけの金は出せるだろう、こ  
ういふことで、今の年限その他特例を  
しくといふことになりませぬといふ  
問題もありません、ともかく必要な  
資金は確保できるようにといふことで  
話をしておるのが現状でございませぬ。  
○成瀬權治君 それから衆議院の商工  
委員会では、これは本会議でも議決をさ  
れておりますが、付帯決議がついてお  
ります。第一点は、更新計画を毎年樹  
立をし、これを強力に実施するとい  
うのがありますが、一応最終的目標と

いふものをそのときの消費等あるいは  
輸出等をにらみ合せておきめになる  
と思うのですが、何か、承つておりま  
すか、これはあなたの方から承つた  
のか、あるいはどこから聞いたかわか  
りませぬが、現在八百二十万鐘くら  
いある、それを一つ六百五十万鐘くら  
いに押さようじゃないかといふような  
ことも聞いておるわけですね。非常に  
減つてくる。しかし片一方では更新計  
画を立てて、しかもいい機械がどん  
どん入つてくるから、私は生産は上つ  
てくるのじゃないかと思ふます。です  
か、こういう鐘を六百五十万鐘くら  
い押さようじゃないかといふことは、  
もう一つの見方からいへば、おおよそ消費  
量はスフを今度どのくらい使つてい  
くか、いろいろ問題があつて、私は計  
画を立てることが非常に困難だと思  
います、一応何か五カ年計画という  
なことにならみ合せて御検討になつ  
ておるようでありませぬが、一応そんな  
ものに合せて、何か参考になることが  
あればこの際一つお聞かせ願ひたい  
と思ふます。

○政府委員(小室恒夫君) ただいまの  
数字は昨年の八月に閣議決定で設置  
いたしました審議会で、縮紡について  
時評額が八百万鐘、そのうちで昭和  
三十五年度において需給計画に必要  
だと思はれるものが六百八十万鐘、  
その差の百二十万鐘は何らかの形  
でその差の百二十万鐘は何かの形  
で過剰設備として処理する必要がある  
と、これは一時封鎖といふものもあり  
ませぬ、格納といふものも最終的に  
スクラップといふものもありません。そ  
ういふ計算であらうかと思ふます。し  
かしこれは今度需給関係——輸出の  
びいかにによりませぬし、需給はわれ

われは天然繊維にしても伸びないだ  
らうという観測はいたしておりませ  
ぬ、これもそのときの需給状況をよ  
く考慮いたしまして、需給を逼迫さ  
せるような過剰設備の処理をするつ  
もりはございませぬ。  
○海野三朗君 今のちよつと関連し  
て一つお伺ひしたい。つまり今度  
この機械を入れかえようと、言葉  
を言えば、入れかえようといふこと  
になつておると思ふのですが、その  
機械を整理するといふ名目で小物が  
整理されるという事はありませぬ  
か。  
○政府委員(小室恒夫君) これはど  
小規模の業者が過剰設備処理の結果  
いわば企業整備のような結果に陥  
るか、こういうお尋ねでございます  
か。

○海野三朗君 そうです。  
○政府委員(小室恒夫君) 私どもは  
設備についてもまあ常識的な意味の  
適正な規模といふものはやはりある  
かと思ふます、あるかと思ふます  
が、本法を運用して企業整備的な  
ことをやるという事は別な見地から  
非常に問題でありますから、これは  
ごく小さな業者の立場も十分考慮  
していきたいと思ふます。これは  
設備処理の共同行為を指示する前  
に審議会で十分その辺のことを  
詰りした上で、決して企業整備  
的なことにならぬように運用してい  
くといふのじゃなからうか。もちろ  
んこれは一方で合理化適正規模の  
設備で適正率の操業という見地から  
いふと、若干別な考慮になるかも  
しれないと思ふます。そういう  
点もあわせて考えてい  
く必要がある。こういう考へで  
ございませぬし、従来またこの  
織布部門

等において生産制限などをやる場合には、十台以下の機を持つておる極小の業者は生産制限の実はワク外に置いておるような例もございまして、そういうふうな配慮は従来もはかつておるわけでございます。

○海野三朗君 たとえばこの織機を十台持つていた、それがどんどん古くなって入れかえていかなきゃならぬ、そういう際にこれを買い上げてやる、そういうときにまたその業者がやはり同じ台数の新しい機械を購入するのに差しつかえがあるのでないか、そういう点はどうなんですか。つまりこれを買い上げてしまつてそれを整備していくという法案であると思つて、そういうと十大紡をつまら大きいものをも切つて小物をつぶしていくという方向に向いておるのではないか。こう思つておるのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(小室恒夫君) 二つの問題があると思つて、過剰設備処理で買い上げてスクラップ化するといふ場合はこれにかわるものを入れてもらふと、差し引き計算元通りになつてしまふからこれは工合が悪いので、今私どもが促進したいと思つておる取りかえを促進していく。これは取りかえを強制するわけには参りませんが、当該企業が進んで更新すると、これについてはまああるいは原縮の割当等もある程度考慮し、その他できるだけ行政指導でこれを容易ならしめよう、その他免稅措置もできれば間に合せたい、こういうことでございます。ですから過剰設備処理の共同行為の指示によつて極小業者がつぶれるような

ことはいたしたくない。しかしながら自発的に極小業者が手持の必要数のいは設備の中で更新をやつていくことはこれはそれで促進してついで差しかえない、こういう感じでございます。

○委員長(三輪貞治君) 海野委員に申上げますが、商工委員の方はあとでまた十分御審議していただく機会があるのです。きょうは、連合審査会においては大蔵委員の方の御発言の機会を制限された時間の中で努めてお与えしたいという趣旨でございますから、どうしてもここで、大蔵委員会との連合審査会で言わなまきならぬということ以外はあとの機会にお譲り願いたいと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○海野三朗君 承知いたしました。

○成瀬権治君 先ほど私は外貨の割当が機械の更新をまあ一つ刺戟するといふことを申しました。で、ちよつとこれに関連してお尋ねしたいのですが、実は原縮、原毛等の割当を一つ商社割当をしようじやないかというふうな意見があるというように聞いておるのです。そういうことになるか、これはせつかくここでどういふことをおっしゃつても、商社割当ということに、全部はなると私は思ひませぬけれども、大体方針はやはり設備を基準にして今後外貨割当をやつていく、こういう方針は変つていない、こういうふうには確認してよろしゅうございませぬか。

それを商社に集めてその数字に従つていわば確認的な意味で商社が割り当てる、こういう形でございますから、メーカーの方の割当が、まあいわば実質的な意味の割当が先にくるわけでございます。その点においては何ら従来と変わりがありません。従つて今の原縮割当の刺戟その他についてはかりに内示書付きの商社割当が行われても同じ効果がある、こういうふうに考えます。

○成瀬権治君 提案理由等を見ますと、繊維産業の設備の近代化が非常に重要なことをやるとおくれやしないかというのを心配しておいでになることが書いてございませぬ。もう一点は織維機械メーカーの方にも非常に打撃を与えようという点もなるといふようなことが一応の中にもなるといふ書いてあるわけですが、ところが法案を見るとそういうことが全然書かれておらないということが言えると思つて、端的に申し上げます。あるいは予算措置から申しましても一億二千万円しか、これは過剰設備ですか、それでなくて、入れかえのために予算計上が出ていない、そういうことを等々勸案されて、私は衆議院の商工委員会付帯決議がついておると思つて、ですから私は付帯決議ほどのくらい束縛されるかどうかされるか、非常にさういふところに疑問があるし、問題もあると思ひますが、良心的にやつてもらえれば非常にありがたいと思ひますが、しかしこれをみると通産の方に對するどういふこととやらなくて、もつぱら大蔵省の方に大体やることになつて、やる方が大蔵省になつて、あなたの方はやらせの側になると思つて、一つさういふこと

を提案理由等に書いておみえになる以上は、これは一つ、しかも本会議等で付帯決議としてできておる、通つておるのですから、非常に尊重して、私は石橋通産大臣に、片一方じゃ大蔵大臣とさういふさういふ手腕力量のある人だといふことは自他ともに許しているわけですから、一つあなたの面目にかけてもぜひこの付帯決議を表現していただきたいと思ひます。たとえは耐用年数をどうするか、あるいは更新のための必要な予算措置をとるか、あるいは輸出を増大するための積極的な措置、まあいろいろな問題があると思ひますが、一つ大臣の決意をこゝで御表明を願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(石橋通産大臣) これはもう付帯決議ができませんから、ぜひこの織維工業設備臨時措置法をやるについては税法上の措置等もしてやらなければならぬといふようなことはかたく信じておりますから事務的にはすでに大蔵省とも折衝してこれはある程度事務的な話が進んだところで、もし必要があるれば大蔵大臣とも話し合ひをしよう、さう考へておるわけでございます。

それから設備更新についてはむろん金の問題もありませんが、これは必要があればさらに今後予算措置もしなければなりません、さういふようなこととでなくともただいまの程度でもいろいろの現に通産省の今までやつてきております政策をそのまま続けまして、その点である程度のことではでき、かように考へておりますから織維工業のこの法案に結びついて今までやつております設備更新をさらに強力に推進する、さういふ方向へ持つて

いきたい、かように考へておるわけでありませぬ。あれやこれやいろいろの点で付帯決議その他の衆議院における、あるいは参議院における審議中のいろいろの御意見については十分これを尊重してやつていきたい、かように考へております。

○委員長(三輪貞治君) 他に御質疑はございませんか。

御質疑もないよりでありますから商工、大蔵連合審査会は終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつて連合審査会はこれにて終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

昭和三十一年五月二十九日印刷

昭和三十一年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局